

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十六号

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（奈良県行政組織規則の一部改正）

第一条 奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部知事公室の部安全・安心まちづくり推進課の項中「地域活動支援係 交通安全対策係」を「安全・安心まちづくり推進係」に改め、同表総務部の部人事課の項中「総務係 人事係 給与係」を「総務・給与係 人事政策係 人事係」に改め、同部情報システム課の項中「行政情報推進係 システム運用係」を「共通基盤運用係」に改め、同表地域振興部の部企画管理室の項中「企画調整係 予算経理係」を「総務予算係」に改め、同部市町村振興課の項中「行政係」を「行政係 奈良モデル推進係 市町村地方創生推進係」に改め、同部中

文化振興課	文化振興係 国民文化祭準備係
-------	----------------

を

文化振興課	文化振興係
国民文化祭 ・障害者芸 術文化祭課	総務企画係 市町村事業係 県事業推進係 障害者 芸術文化事業係

に改め、同

部文化資源活用課の項中「史料編纂・歴史展示係」を「史料編纂・歴史展示係 記紀万葉プロジェクト推進係」に改め、同表地域振興部観光局の部中

観光プロモ	プロモーション推進係 インバウンド推進係 もて
-------	-------------------------

子育て支援	女性活躍推進課
放課後児童・手当係 保育係	企画政策係 女性活躍推進係

に改め、同

子育て支援課	子育て支援係 保育・放課後児童対策係
こども家庭課	児童虐待対策係 家庭福祉係
女性支援課	男女共同参画推進係 女性就労支援係

を

表健康福祉部の部保険指導課の項中「国保・高齢者企画係」を「国保・高齢者企画係
新国保制度準備係」に改め、同表健康福祉部こども・女性局の部中

観光プロモーション課	プロモーション推進係 インバウンドセールス係 国内観光セールス係
ならの観光力向上課	観光マーケティング係 もてなし環境推進係 にぎわい創出係

に改め、同

観光産業課	観光マーケティング係 宿泊推進係
ならの魅力創造課	巡る奈良推進係 記紀万葉プロジェクト推進係
ーション課	なし環境整備係

を

課	
子ども家庭課	児童虐待対策係 家庭福祉係

表医療政策部の部病院マネジメント課の項中「南和医療・県立病院係」を「南和医療・病院機構係」に改め、同表くらし創造部の部中

協働推進課	地域活動推進係 ボランティア・NPO係
青少年・生涯学習課	健全育成係 活動支援係

を

青少年・社会活動推進課	協働推進係 健全育成係 活動支援係
-------------	-------------------

に改め、同

表くらし創造部景観・環境局の部景観・自然環境課の項中「自然公園係 砂利採石係」を「砂利採石係 自然公園係」に改め、同表産業・雇用振興部の部企業立地推進課の項中「企業立地支援係 ホテル誘致係」を「企業立地支援係」に改め、同部雇用労働課の項中「雇用労働課」を「雇用政策課」に、「能力開発係 雇用促進係」を「能力開発係」に改め、同表農林部の部企画管理室の項中「企画調整係 企画係」を「企画調整係」に改め、同部農業水産振興課の項中「環境係」を「農業技術支援係」に、「果樹農産係 農業技術支援係」を「果樹農産係 鳥獣対策係 農業研究開発センター開設準備係」に改め、同部農村振興課の項中「総務・管理係 企画・国営事業係」を「企画・管理係」に、「再編対策係」を「再編対策・国営事業係」に改め、同部森林整備課の項中「総務企画係 緑化推進係」を「森林環境管理係」に、「保安林係 鳥獣保護係」を「保安林係」に改め、同表県土マネジメント部の部中

公共工事契約課	公共工事契約管理係 入札契約係
---------	--------------------

を

建設業・契約管理課	公共工事契約管理係 入札契約係 建設業指導係
-----------	------------------------------

に改め、同

表県土マネジメント部まちづくり推進局の部中

住宅課	総務管理係 住宅企画係 地域住宅係
-----	-------------------------

を

住まいまちづくり課	総務管理係 住まい企画係 住まい支援係
-----------	---------------------------

に改め、同

部営繕課の項中「建築総括係」を「建築総括第一係 建築総括第二係」に改め、同条第二項の表創業・経営支援部の部経営支援課の項中「経営革新係 ものづくり支援係」を「経営革新係」に改め、同表生活・産業技術研究部の部を次のように改める。

生活・産業技術研究部	研究支援室	研究支援係
	計量検定室	計量係

第五条の表農林部企画管理室の項及び技術管理課の項を削り、同表地域デザイン推進課の項を次のように改める。

地域デザイン推進課	都市計画室	総務契約係 土地利用係 計画調整係
	大宮通り新ホテル・交流事業推進係	

	流拠点事業 室

第五条の表公園緑地課の項中「誘客促進対策係 広報戦略係」を「誘客促進対策係」に改める。

第六条総務部の部総務課の項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号を削り、同項第十二号中「。以下「整備法」という。」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づく審理員の審理手続に関すること。

十三 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

第六条総務部の部行政経営課の項に次の一号を加える。

四 奈良県行政不服審査会に関すること。

第六条地域振興部の部南部東部振興課移住・交流推進室の項第二号中「観光及び」を削り、同部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項第二号中「森林整備課」を「農業水産振興課」に改め、同部文化振興課の項第二号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号を削り、同項の次に次のように加える。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課

一 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催に関すること。

二 奈良県大芸術祭に関すること。

第六条地域振興部の部文化資源活用課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 記紀・万葉プロジェクトの推進に関すること。

第六条地域振興部の部観光局観光プロモーション課の項及び観光局観光産業課の項を次のように改める。

観光局 ならの観光力向上課

一 観光行政の総合企画及び調整に関すること。

二 地域観光力向上の企画及び観光統計に関すること。

三 観光客の受入体制・にぎわいづくりの推進に関すること。

- 四 旅行業に関すること。
- 五 通訳案内士に関すること。
- 六 奈良県外国人観光客交流館に関すること。

観光局 観光プロモーション課

- 一 国内外の観光誘客の推進に関すること。
- 二 観光情報の発信に関すること。
- 三 旅行商品の造成に関すること。
- 四 団体旅行の誘致に関すること。
- 五 国際会議の誘致に関すること。
- 六 一般財団法人奈良県ビクターズビューローに関すること。

第六条地域振興部の部観光局ならぬ魅力創造課の項を削り、同条健康福祉部の部健康づくり推進課の項の次に次のように加える。

こども・女性局 女性活躍推進課

- 一 少子化対策・女性活躍推進行政の総合企画及び推進に関すること。
 - 二 次世代育成支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 男女共同参画行政に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 女性の就労支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 第六条健康福祉部の部こども・女性局子育て支援課の項第四号を削り、同部こども・女性局こども家庭課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同項に次の四号を加える。

- 三 子どもの貧困対策に関すること。
- 四 ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- 五 女性の保護及び自立支援に関すること。
- 六 配偶者等の暴力に関する相談及び支援に関すること。

第六条健康福祉部の部こども・女性局女性支援課の項を削り、同条医療政策部の部地域医療連携課の項第三号中「及び糖尿病」を「、糖尿病及び在宅医療」に改め、同部病院マネジメント課の項第一号中「県立病院」を「奈良県病院事業の清算」に改め、同項第四号中「南和公立病院の再編・整備」を「南和広域医療企業団」に改め、同条くらし創造部の部協働推進課の項を次のように改める。

青少年・社会活動推進課

- 一 青少年対策及び社会活動の推進の総合企画及び調整に関すること。
 - 二 青少年健全育成の総合的推進に関すること。
 - 三 生涯学習の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。
 - 五 ボランティア活動及びNPO活動への参加促進に関すること。
 - 六 NPO等の社会貢献活動を行う団体の活動支援に関すること。
 - 七 多様な主体による協働の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - 八 その他青少年対策及び社会活動の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 第六条くらし創造部の部青少年・生涯学習課の項を削り、同条産業・雇用振興部の部産業振興総合センターの項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同部企業立地推進課の項に次の一号を加える。
- 三 大型産業施設の立地促進に関すること。
- 第六条産業・雇用振興部の部雇用労政課の項中「雇用労政課」を「雇用政策課」に改め、同条農林部の部企画管理室なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室の項を削り、同部農業水産振興課の項第六号中「鳥獣害対策」を「鳥獣対策」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
- 七 鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。
- 第六条農林部の部農業水産振興課の項に次の一号を加える。
- 十 農業研究開発センターの開設に関すること。
- 第六条農林部の部農業経済課の項第四号を削り、同部担い手・農地マネジメント課の項に次の一号を加える。
- 十三 なら食と農の魅力創造国際大学校に関すること。
- 第六条農林部の部森林整備課の項第五号中「森林国営保険」を「森林保険」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条県土マネジメント部の部公共工事契約課の項中「公共工事契約課」を「建設業・契約管理課」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
- 一 建設業に関すること。

第六条県土マネジメント部の部技術管理課建設業指導室の項を削り、同部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室の項の次に次のように加える。

まちづくり推進局 地域デザイン推進課 大宮通り新ホテル・交流拠点事業室
大宮通り新ホテル・交流拠点に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条県土マネジメント部の部まちづくり推進局住宅課の項中「住宅課」を「住まいまちづくり課」に改める。

第八条中「（県立病院を除く。以下同じ。）」を削る。

第十一条を削る。

別表第一奈良県外国人観光客交流館の項中「観光プロモーション課」を「ならの観光力向上課」に改め、同表奈良県障害者総合支援センターから奈良県立登美学園までの項の次に次のように加える。

奈良県女性センター	奈良市東 向南町		一 婦人の文化の普及 振興に関すること。 二 婦人の能力開発及 び健康増進その他の 婦人問題に関する講 座の開設並びに講習 会及び研修会の開催 に関すること。 三 婦人問題に関する 調査研究並びに情報 の収集及び提供に関 すること。 四 婦人問題に関する 相談に応ずること。	女性活躍推進課
-----------	-------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

別表第一奈良県女性センター及び奈良県西奈良県民センターの項を削り、同表奈良県立野外活動センターの項中「青少年・生涯学習課」を「青少年・社会活動推進課」に改め、同表奈良県食品衛生検査所及び奈良県消費生活センターの項中「奈良市登大

路町」を「奈良市三条本町」に、「大和高田市大字大中」を「大和高田市片塩町」に
改め、同表奈良県宮競輪場から奈良県中小企業会館までの項中

- 一 物産の紹介及び商取引のあつ旋に関する
こと。
- 二 市場の調査研究及び
販路の開拓に関する
こと。
- 三 工芸の指導及び振
興に関すること。
- 四 観光の紹介及び宣
伝に関すること。

を

- 一 物産の紹介に関する
こと。
- 二 観光の紹介に関する
こと。
- 三 商工観光館の管理
運営に関すること。

に改め、同表奈良労

働会館から奈良県産業会館までの項中「雇用労政課」を「雇用政策課」に、

- 三 就業に必要な技術
講習に関すること。
- 四 県内企業への人材
紹介に関すること。
- 五 内職のあつ旋に関
すること。

を

- 三 県内企業への人材
紹介に関すること。
- 四 内職のあつ旋に関
すること。
- 五 その他就労支援に
関すること（他課の
所掌に属するものを
除く。）。

に改め、同表奈良県

農業大学校の項を次のように改める。

なら食と 農の魅力	桜井市高		
		一 農業経営者の育成 に関すること。	
		二 飲食サービス業界	担い手・農地マネ

創造国際 大学校	家		で活躍する人材の育成に関すること。	ジメント課
-------------	---	--	-------------------	-------

別表第一平城京歴史館の項を削る。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項備考の欄及び奈良県消費生活センターの項備考の欄中「大和高田市大中」を「大和高田市片塩町」に改め、同表農業大学校の項を次のように改める。

なら食と 農の魅力 創造国際 大学校	総務企画 課 アグリマ ネジメン ト学科 フードク リエイテ イブ学科	総務企画課 一 校内における人事、予算、決算、 庁舎管理、施設管理その他庶務に 関すること。 二 なら食と農の魅力創造国際大学 校を核とした賑わいづくりに関す ること。 三 その他他課の主管に属さないこ と。 アグリマネジメント学科 一 研修計画等の総合調整に関する こと。 二 学生、研修生の募集、入学、退 学、休学、卒業等に関すること。 三 学生、研修生の研修等に関する こと。 四 学生の生活指導、進路指導及び 福利厚生 の総括に関すること。 フードクリエイティブ学科 アグリマネジメント学科の所掌事務 と同様とする。	アグリマネジ メント学科の 位置は、橿原 市四条町とす る。
-----------------------------	----------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

別表第二奈良公園事務所の項の次に次のように加える。

奈良春日 野国際フ オーラム	総務課	総務課 一 奈良春日野国際フォーラムにお ける人事、予算、決算その他庶務 に関すること。 二 奈良春日野国際フォーラムの維 持及び管理に関すること。 三 奈良春日野国際フォーラム事業 の企画及び広報に関すること。	
----------------------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第二平城京歴史館の項を削る。

別表第四を削る。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の

一部を次のように改正する。

第三条第四項第三号中「史料編纂調整官」を削り、同項第五号中「主任調整員」の下に「主任企画員」を、「調整員」の下に「企画員」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第四条第三項中「次の職」を「技術参与」に改め、同項各号を削る。

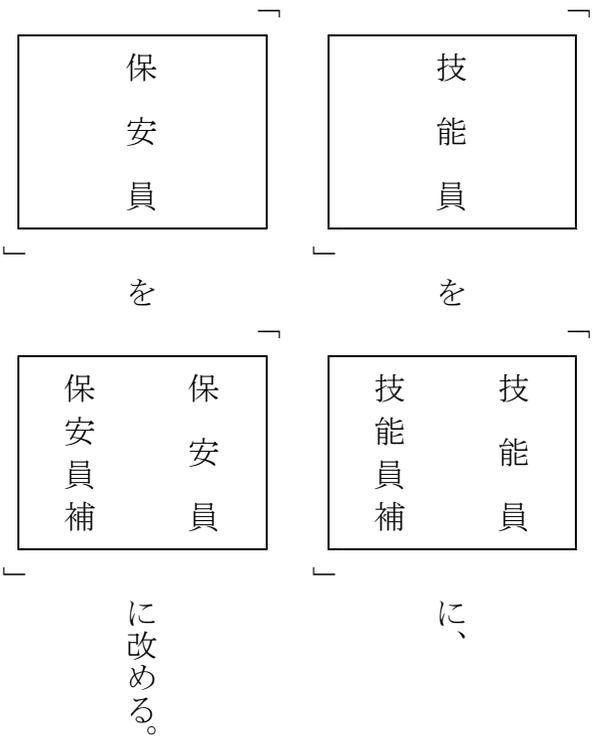
第五条第一号中「主査」を「副主任主査、主査」に改め、同条第五号中「技師」の下に「及び技師補」を加え、同条第六号中「主任技能員」を「指導技能員、主任技能員、指導保安員」に改め、同条第七号中「保安員」を「技能員補、保安員、保安員補」に改める。

第七条第四項中「史料編纂調整官」を削る。

第九条第一項中「主査」を「副主任主査、主査」に改め、同条第五項中「技師」の下に「及び技師補」を加え、同条第六項中「主任技能員」を「指導技能員、指導保安員、主任技能員」に改め、同条第七項中「保安員」を「技能員補、保安員、保安員補」に改める。

別表第一知的障害者更生相談所の項中「所長」の下に「次長」を加え、同表しごとセンターの項中「所長補佐」を削り、同表農業大学校の項中「農業大学校」を「なら食と農の魅力創造国際大学校」に改め、「課長」の下に「学科長」を加え、同表へリポート管理事務所の項中「所長」の下に「次長」を加え、同表奈良春日野国際フォーラムの項中「副館長、次長」を「課長」に改め、同表平城京歴史館の項、五條病院の項及び五條病院附属看護専門学校の項を削る。

別表第二中



附則
(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県行政組織規則別表第一奈良県食品衛生検査所及び奈良県消費生活センターの項の改正規定（「大和高田市大字大中」を「大和高田市片塩町」に改める部分に限る。）及び別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項備考の欄及び奈良県消費生活センターの項備考の欄の改正規定 平成二十八年四月二十五日

二 第一条中奈良県行政組織規則別表第一平城京歴史館の項を削る改正規定及び別表第二平城京歴史館の項を削る改正規定並びに第二条中職員の職の設置等に関する規則別表第一平城京歴史館の項を削る改正規定 平成二十八年七月一日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、参事、主幹、課長補佐、主任調整員、主任企画員、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、参事、主幹、課長補佐、主任調整員、主任企画員、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

こども・女性局女性支援課	こども・女性局女性活躍推進課
産業・雇用振興部雇用労政課	産業・雇用振興部雇用政策課
県土マネジメント部公共工事契約課	県土マネジメント部建設業・契約管理課
まちづくり推進局住宅課	まちづくり推進局住まいまちづくり課

(奈良県公の施設指定管理者選定審査会規則の一部改正)

- 3 奈良県公の施設指定管理者選定審査会規則(平成二十六年七月奈良県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(記紀・万葉県民活動支援補助金審査委員会規則の一部改正)

- 4 記紀・万葉県民活動支援補助金審査委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域振興部観光局ならぬ魅力創造課」を「地域振興部文化資源活用課」に改める。

(奈良県持続的観光力パワーアップ補助金選定審査会規則の一部改正)

- 5 奈良県持続的観光力パワーアップ補助金選定審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域振興部観光局ならの魅力創造課」を「地域振興部観光局ならの観光力向上課」に改める。

(奈良県協働推進審査会規則の一部改正)

6 奈良県協働推進審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「くらし創造部協働推進課」を「くらし創造部青少年・社会活動推進課」に改める。

(奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会規則の一部改正)

7 奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会規則(平成二十六年三月奈良県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「産業・雇用振興部企業立地推進課及び県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課大宮通り新ホテル・交流拠点事業室」に改める。

(奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議規則の一部改正)

8 奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「産業・雇用振興部雇用労政課」を「産業・雇用振興部雇用政策課」に改める。

(なら食と農の魅力創造国際大学実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会規則の一部改正)

9 なら食と農の魅力創造国際大学実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会規則(平成二十六年七月奈良県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室」を「農林部担い手・農地マネジメント課」に改める。

(奈良県入札監視委員会規則及び奈良県建設工事等入札参加停止審査会規則の一部改正)

10 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部公共工事契約課」を「県土マネジメント部建設業・契約管理課」に改める。

一 奈良県入札監視委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十八号)第七条

二 奈良県建設工事等入札参加停止審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七

十九号) 第七条

(奈良県営住宅指定管理者選定審査会規則及び奈良県住生活推進委員会規則の一部改正)

11 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」に改める。

一 奈良県営住宅指定管理者選定審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第八十六号) 第八条

二 奈良県住生活推進委員会規則(平成二十五年三月奈良県規則第三百二十九号) 第七条